

# コンプライアンスの徹底

## 基本的な考え方

企業が事業活動を進めていく上で、コンプライアンスを遵守することは、最も基本的な企業の社会的責任のひとつです。

トップランでは、コンプライアンスを遵守するための規範として、凸版印刷が創立 100 周年を迎えた 2000 年 6 月に、遵法精神と企業理念に基づく行動のあり方を示した「行動指針」を制定しました。

2010 年 11 月には全面改定を行い、「トップグループ行動指針」と

して国内外を含めたグループ全社に適用することとし、共通の規範に基づいたコンプライアンスの一層の徹底に取り組んでいます。この行動指針は経営環境や社会情勢の変化などを踏まえて、毎年内容の見直しを行い、改定は当社の取締役会の決議を経て行われます。

トップグループ行動指針

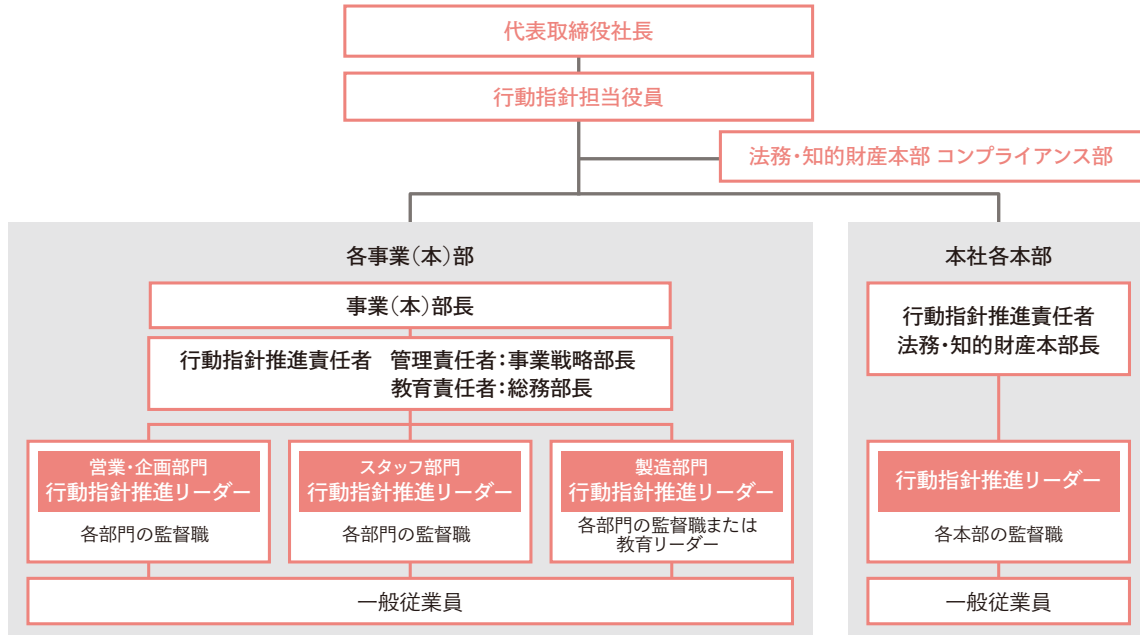
<https://www.toppan.co.jp/about-us/philosophy/conduct-guidelines.html>

## 推進体制・仕組み

### ■ コンプライアンス推進体制

トップランでは、行動指針の徹底こそがコンプライアンスの実践であると考えています。そこで、「行動指針推進リーダー制度」を採用し、行動指針担当役員のもと、各職場の行動指針推進リーダーを中心として、日常業務レベルで行動指針の浸透・徹底を図っています。

### ■ 行動指針推進体制



## ■ コンプライアンス遵守教育

毎年、行動指針推進リーダーを対象とした集合研修を実施しています。この研修では、実際に起こった事件や事故を題材としたケースメソッドを用いて、グループ討議を行うなど、研修の実効性を高める工夫を行っています。

また、全従業員に、身の回りで起こりうる事例を題材にした Q&A 集「行動指針ケースブック」を配布し、行動指針リーダーが職場で行う浸透活動などで活用するほか、行動指針に関するトピックスを「行動指針通信」として定期的に発行し、意識向上と注意喚起を図っています。このほかにも、コンプライアンスセミナーの開催やコンプライアンスポスターの掲示などを通じてその徹底を図っています。

## ■ 取引関連法規遵守の教育

重要な取引関連法規への対応として、下請法の遵守と不適切な輸出入取引の防止を徹底しています。下請取引のある部門およびグループ会社を対象として、下請法に関する教育および監査を定期的に行っています。また、外国為替及び外国貿易法による輸出規制の教育と監査を継続して行っています。

さらに、リスクの高さを問わず、すべての取引先に対しては、調達先、業務委託先、および仲介業者をはじめとするすべてのサプライヤーを対象としている「トッパングループ CSR 調達ガイドライン」により、法令遵守、公正な事業活動、腐敗防止など各項目の遵守を取引の原則として周知するとともに、説明会、アンケートなどを実施し、教育や対応状況の確認を行っています。

サステナブル調達の推進

[https://www.toppan.co.jp/assets/pdf/sustainability/2020/csr2020\\_detail-ja.pdf#page=53](https://www.toppan.co.jp/assets/pdf/sustainability/2020/csr2020_detail-ja.pdf#page=53)

## ■ 腐敗防止への取り組み

トッパンは、「国連グローバル・コンパクト」の腐敗防止を支持しています。全従業員が守るべき規範である「行動指針」には談合や架空取引などの腐敗行為を行わないなど、幅広く腐敗防止の方針が盛り込まれています。「行動指針」は、行動指針に関する研修を受けた行動指針推進リーダーを通じて、日常的に全従業員に徹底され、全従業員に配布されている「行動指針ケースブック」にも、腐敗行為に関する幅広いケースが掲載され、意識向上と注意喚起を促しています。さらに、コンプライアンスの徹底・腐敗行為の防止について、トップメッセージを全従業員に向けて発信しています。

中でも贈賄防止に関しては、2016 年度には、法務担当役員を贈賄防止統括責任者とする遵守体制を築くとともに、「贈賄防止管理規程」を制定し、贈賄防止の徹底を図っています。また、2018 年度に Q&A 集を作成し、展開しました。

贈賄防止管理規程およびガイドライン（2017 年度制定、2018 年度一部見直し）に基づき、公務員などに対する接待や贈答にかかる申請手続きを徹底し、さらなる贈賄防止に努めています。2019 年度は、各事業部における申請手続きの実施状況をヒアリングし、不適切な接待や贈答がないことを確認しました。

## ■ 知的財産の侵害防止に向けた教育

情報コミュニケーション、生活・産業、エレクトロニクスの 3 分野で事業を展開するトッパンにとって、知的財産の保護や管理は重要な取り組みのひとつです。自社の技術やビジネスモデルの特許を取得するだけでなく、著作物や商標など他者の権利を侵害しないようにする取り組みにも注力しています。

その一環として、社内教育はもちろんのこと、取引先を含めた研修会も継続的に開催しています。ここではデザインなどに関する社内事例を用いて、法的な基礎知識を具体的に解説しています。

## ■ 内部通報制度

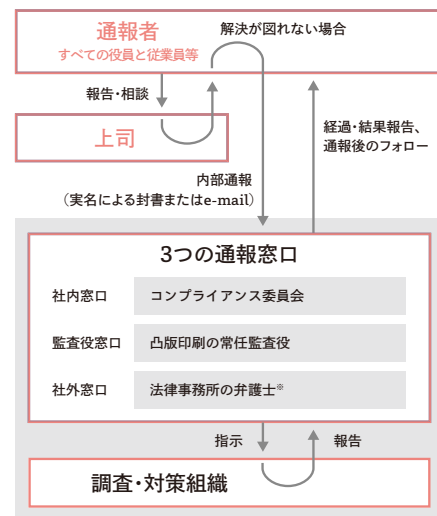
法令違反や不正を発見した場合、自分の上司に報告・相談することを原則とし、それでも解決できない場合は、内部通報制度「トッパングループ・ヘルプライン」で通報することができます。この制度は、パート・アルバイト・派遣社員を含めたグループ会社（上場会社を除く）のすべての役員と従業員が利用できます。この仕組みは「トッパングループ行動指針」によるコンプライアンスを徹底し、法令違反や不正行為を早期に検出し、適切に対処する機能を果たしています。

2019年11月、内部通報規程を改定し、通報窓口として「社内窓口」、「監査役窓口」、法律事務所の弁護士を窓口とする「社外窓口」の3つを設置することとし、2020年4月1日より運用を開始しています。

## ■ コンプライアンスの状況

2019年度に、事業活動における重大な法令違反や事故は発生しておりません。

## ■ トッパングループ・ヘルプライン



(2020年4月1日現在)

※ 社外窓口への通報に対する対策などの検討・立案は社外窓口から連絡を受けたコンプライアンス委員会が行う

## 主な活動・関連情報

### 行動指針推進リーダー制度

2019年度は、グループ全体で688名の行動指針推進リーダーが選任され、そのうち女性は87名(12.6%)、2004年度の制度導入開始から現在までのリーダー数は、のべ10,420名となりました。

行動指針推進リーダー向けの研修は、全国で70回開催し、グループ会社を含め、855名が受講しました。

また、2019年度は、法務・知的財産本部コンプライアンス部から、行動指針に関するトピックスを紹介する「行動指針通信」を12回発行し、行動指針推進リーダーを通じて、各職場でのコンプライアンス意識の徹底を図りました。

	新規選任 リーダー数	女性選任数 (比率)	累積 選任数
2017年度	733名	95名(13.0%)	9,055名
2018年度	677名	86名(12.7%)	9,732名
2019年度	688名	87名(12.6%)	10,420名

### 腐敗防止の取り組み

当社の重大リスクにある通り「贈収賄・腐敗行動」は特に経営に与える影響が大きいと判断し対策を講じています。2017年3月に「贈賄防止管理規程」を制定し、併せてガイドラインを制定しました。同規程およびガイドラインに基づき、公務員などへの接待・贈答にかかる申請手続きの徹底を行っています。2018年4月には、実情に即してガイドラインを見直すとともに、どんなケースが贈賄にあたるかを具体的に示しQ&A集を作成、配布し、その発生の未然防止に努めています。

また、腐敗に関するリスクが比較的高いと判断された海外における事業や公共事業に携わる従業員に対しては、談合・カルテルや贈賄の防止をテーマとした研修を実施し、腐敗防止に関する個別の教育機会を設けています。

2019年度は、在京の公共事業に携わる営業・企画などの担当者を対象に、談合・贈賄防止研修を実施しました(2回実施、延べ154名受講)。今後、全国に展開していく予定です。

### 取引関連法規の遵守

下請法の遵守、不正な輸出入取引の防止のため、教育と運用状況の確認・監査を継続的に実施しています。

2019年度は、下請法にかかわる教育を479名が受講し、42部門に対して下請取引の状況について監査を実施しました。また、外国為替及び外国貿易法による輸出規制にかかわるeラーニングを8,994名が受講し、36部門で監査を実施しました。

### 内部通報件数

2019年度は、「トッパングループヘルプライン」に、パワハラにかかわるものなど7件の通報がありました。この通報に対しては、適正に対処するとともに、同様な事案の再発防止に向けた対策を講じました。

### トッパングループ行動指針の見直し

トッパングループ行動指針は法務・知的財産本部により毎年定期的に見直しを行っています。

2019年度の評価・見直しの結果、指針の内容は適正と判断し改定は行いませんでした。

トッパングループを取り巻く経営環境の変化や社会情勢などを踏まえ、2020年度に改定を行う予定です。